

国民健康保険の

加入・脱退手続きは済みましたか？

職場の健康保険をやめた時、また、就職して職場の健康保険に加入した時は、役場で国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要です。原則14日以内に手続きをしましょう。

【加入の届出が遅れた場合】

- ・国民健康保険税は、資格を得た月までさかのぼって納めることとなります。
- ・保険証がない間の医療費は、全額自己負担になります。

職場を退職後の健康保険は？

①健康保険を任意継続

退職後原則20日以内に職場へ申請すれば、職場の健康保険に引き続き2年間加入できる場合があります。職場の健康保険担当者にご確認ください。

②健康保険の扶養認定

家族の健康保険に扶養家族として認定されないか、家族の職場へご確認ください。

(例) 60歳以上収入180万円未満で家族の収入の1/2未満など。

※職場の健康診断などを受けられる

場合があるなどメリットについても、職場へご相談ください。

③国民健康保険に加入

①及び②に該当しない場合は国民健康保険に加入の手続きをしてください。

【脱退の届出が遅れた場合】

- ・国民健康保険が負担した医療費を返還していただく場合があります。
- ・他の健康保険に加入しても、国民健康保険脱退の届け出をしないと国民健康保険税は請求されます。

国民健康保険脱退の手続きは、職場ではしてもらえませんので、役場で手続きをお願いします。

手続きに必要なもの

加入には、退職証明書または資格喪失証明書、脱退には、職場の保険証が必要です。

そのほかに、対象者と世帯主の個人番号確認書類と、本人確認ができる運転免許証などが必要となります。

◆加入・脱退届け先

住民課及び各支所総合窓口室

林地台帳の公表が

4月からスタートします

本町では、平成31年4月から、林地台帳及び地図の公表、台帳情報の提供が始まります。

◆林地台帳及び地図とは

市町村が統一的基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備したものです。

ただし、すべての箇所が登記情報等と整合性が図られているものではありません。

◆公表について

林地台帳及び地図の公表の対象

*同時に国民年金の届けが必要ない手続き（職場の健康保険加入による国保脱退手続き等）は、保健福祉センターなわ内健康対策課でも受け付けできます。

◆問い合わせ先

健康対策課

☎0859・54・5206

◆情報提供について

森林の土地の所有者の氏名・住所を含む林地台帳の情報は、土地所有者、または森林所有者や森林所有者から作業の委託を受けた者等に限って農林水産課で提供を受けられます。

は、森林の土地の所有者の氏名・住所が含まれない情報です。公表は、農林水産課の窓口で閲覧により行います。



◆問い合わせ先

農林水産課

☎0858・58・6116